

生活習慣病予防健診実施機関の募集について（お知らせ）

全国健康保険協会群馬支部（以下「協会けんぽ群馬支部」という。）では、加入者の健康の保持増進を図ることを目的に、保健事業として実施している生活習慣病予防健診契約医療機関を募集しています。

応募にあたっては、下記の基準を満たす必要があります。

1 募集地域

- ・群馬県内全域

2 健診実施機関の基準

- ・群馬県内に所在する健診機関であって、次の①～③の要件を満たしていること。

①「健診実施機関の選定基準」及び「特定健康診査の外部委託に関する基準（平成25年度厚生労働省告示第92号）」を満たしていること。

【健診実施機関の選定基準抜粋】

- ・生活習慣病予防健診及び肝炎ウイルス検査を実施するために必要な医師及び臨床検査技師等が確保されていること。（協会の健診に携わる者と雇用契約を締結していること。）
- ・生活習慣病予防健診及び肝炎ウイルス検査を実施するために必要な医療設備を保有していること。
- ・健康増進法第25条に規定する受動喫煙の防止策が講じられていること。
- ・原則として、毎日（休診日を除く。）健診が実施できる体制にあること。
- ・健診の受付、待合室の表示が明確にされているとともに、健診部門と一般診療部門が壁やパーテーション等により物理的に分離されている、又は時間帯の調整などの適切な方法により区分され、健診に必要な更衣室〔男女別、鍵付〕を有していること。
- ・全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診実施要綱に基づく「生活習慣病予防健診結果データ」を報告できること。
- ・検査の外部精度管理について、日本医師会による臨床検査精度管理調査又はこれに準ずる精度管理調査に毎年参加し、その評価が良好であること。

【その他】

- ・事業者（主）健診を実施している健診機関等は、協会加入者の特定健康診査結果データ提供の依頼を行った場合、協力できること。（高齢者の医療の確保に関する法律に基づく。）
- ・子宮頸がん検診について細胞の採取方法に関しては専門医による採取ができること。
- ・健診フィルムの読影は、判断が難しいなどの場合は、複数の医師による確認ができること。
- ・乳房エックス線撮影を行う診療放射線技師や読影する医師については、マンモグラフィ検診精度管理中央委員会が開催する乳房エックス線検査に関する講習会又は、これに準ずる講習会が終了していることが望ましいこと。

- ②全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診実施要綱等の基準を全て満たし、かつ、検査項目の全てが施設内で実施可能であること。(ただし、検体検査、胃内視鏡検査、乳がん検診及び子宮頸がん検診並びに眼底検査については外部委託可能です。なお、外部委託にあたっては、生活習慣病予防健診における個人情報の取扱い事項を遵守する内容を含む契約を要します。)
- ③個人情報の適切な取扱いに関し、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守すること。

※②の資料につきましては、当支部保健グループで配付いたします。

なお、資料の①「特定健康診査の外部委託に関する基準（平成25年度厚生労働省告示第92号）」、③については、厚生労働省のホームページからダウンロードができます。

※生活習慣病予防健診実施要綱等、当支部が配付する資料につきまして、事前に熟読し、基準等を満たしているか十分に確認した上で、申請をお願いします。

3 応募の方法

- ・別紙「全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診等実施機関申請時にご提出いただくもの」により書類等を作成し、当支部保健グループまで提出してください。(郵送による提出も可)

※「全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診等実施機関申請書」については、当支部保健グループで配付しています。

※申し込み数によっては、説明会を開催する場合があります。

※資料等の作成に要する費用は、提出者の負担とします。

※健診項目等については、全国健康保険協会ホームページをご覧ください。

4 申請書受付期間

- ・随時受付しています。(土・日・祝日及び年末年始(12月29日から1月3日)を除く)
受付時間 平日 9時00分から17時00まで(12時から13時は除く)

5 実施(契約)予定年月

- ・応相談
※ 契約更新あり

6 契約までの流れ

- ① 申請書等を受付します。
- ② 提出された申請書等を当支部選定委員会において書類審査いたします。
なお、書類審査で却下になった場合は、文書等により連絡いたします。
- ③ 書類審査終了後、選定基準要件及び検査設備等の確認のため実地調査を実施します。
- ④ 実地調査終了後、当支部選定委員会において総合的な審査を行います。
- ⑤ 審査結果を文書等により連絡いたします。
なお、当支部審査結果に対して、異議を申し立てることはできませんのでご了承ください。

※来年度の契約（委託）が内定した健診実施機関等には、後日詳細な打合せをいたします。
※実地調査の際に、今回の資料の他に健診実施機関の選定を行う上で必要な書類を求める場合があります。

（例：病院の場合は毎年、保健福祉事務所に提出している「医療監視の報告書」など）

7 注意点等

- ・制度運用の見直し等により、基準等が変更となる場合があります。
- ・健診の募集内容については、予告なく変更される場合があります。
詳細については、申請を希望する際に当支部保健グループまでご確認ください。
- ・実施（契約）年月によっては、協会から加入事業所あてに送付する案内リーフレットに掲載されない場合があります。

8 選定基準、申請書類等のお問い合わせ先

【担当】

全国健康保険協会群馬支部 保健グループ
電話 027-219-2104〔直通〕

【申請書の郵送先】

〒371-8516
群馬県前橋市本町2-2-12 前橋本町スクエアビル4階
全国健康保険協会群馬支部 保健グループあて

全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診実施機関申請時にご提出いただくもの

【提出書類】

- 全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診実施機関申請書
- 生活習慣病予防健診関係報告書
- 個人情報取扱い規程
- 外部精度管理調査結果（直近2年分）
- 内部精度管理調査結果（直近1カ月分）
- 直近1年分の健康保険料、厚生年金保険料に関する納付が確認できる領収書（写）等
- 検診車を使用する場合は、検診車設置に係る保健福祉事務所に届出している書類一式の写し。
- 指定様式1～4（下記の通り）
- 任意様式1～4（下記の通り）

指定様式

- 指定様式1 生活習慣病予防健診機関従事者名簿
- 指定様式2 生活習慣病予防健診検査項目及び検査機器（施設）
- 指定様式3 健診部門と一般患者の区分の状況
- 指定様式4 検査値による指導区分の基準範囲

任意様式

- 任意様式1 前年度の健診実施状況表
- 任意様式2 本人あての健診結果通知（現在使用しているもの）
- 任意様式3 施設内の平面図
※健診部門の受診者、一般診察部門の患者の流れがわかるように表示してください。
※様式は自由ですがA4又はA3サイズで作成し、受付、会計、採血、X線、更衣室等を表示するとともに、患者の動線を青色、受診者の動線を赤色で表示してください。
- 任意様式4 健診の関係学会等が実施している健診施設の各種機能評価の認定等の取得状況

提出された書類につきましては、生活習慣病予防健診に関する審査以外に使用することはありません。

また、上記以外に必要な書類を求める場合がありますので、ご承知おきください。
なお、提出された書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

